



2002年2月20日 第2003-14号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

労働基準法の「一部改正・法案要綱」答申

労働側は反対意見を盛り込む

2月18日に開催された労働政策審議会労働条件分科会は、「労働基準法の一部を改正する法律案要綱（法案要綱）」を、労働側委員の反対意見をつけて、答申しました。

法案要綱には重大な懸念が

主な内容は、前号（2003-13号）でお知らせした通り、有期雇用契約の上限延長、解雇ルールの法制化、企画業務型裁量労働制の手続簡素化と対象事業場の拡大、の3点です。法案要綱の答申では、不安定雇用を増大させるなど、労働側が問題ありとして指摘してきた点が放置されており、容認しがたい内容となっています。

連合は、この法案要綱に対して、次の通り事務局長談話を発表しました。

【草野事務局長談話（概要）】

連合は、このように重大な懸念のある労基法改正は認められない。

有期雇用契約の延長については次の事項を要件とすべきである。

有期雇用とするべき理由の明示

有期契約で一定の期間を超えた場合、「期間の定めのない」契約とする「見なし規定」をいれる。

期間途中で労働者側から契約をうち切った場合でも損害賠償請求がされないものとする「退職の自由」の保障

正社員との均等待遇

社会保険適用要件の期間や制限の撤廃

解雇ルールについては、解雇権濫用法理や使用者の立証責任を法律等で明確にすべきである。

企画業務型裁量労働制については、対象事業場の緩和に伴い、企業において無原則な拡大に繋がることがないように、対策を講じるべきである。

今後の国会審議の場においては、支持・協力関係にある政党と連携し、法案の抜本修正を迫り、連合要求の実現を図るとともに、各構成組織と連携し、院内外の取り組みを強力に展開していく。

J A M組織内国会議員と意見交換

J A Mは、労働関係の法律について審議する審議会に委員を送り、J A Mおよび連合の方針を基に、職場の実態に即した意見を強く主張してきました。（労基法＝小山副書記長、労働者派遣法＝相馬前参与、雇用保険法＝渡辺J A M埼玉副書記長）

本日（2/20）午前、大山書記長はじめ、上記委員は、組織内国会議員で厚生労働委員会に属する鍵田衆議院議員（厚生労働委員会筆頭理事）、今泉参議院議員の両議員と意見交換を行いました。

まず、各審議会委員からこれまでの議論経過を説明。今国会で予定されている労働関係の法案の問題点等について共通認識を深めるとともに、国会審議にあたっては、さらに連携を強化して取り組むことを確認しました。